

5月定例教育委員会 資料	
平成31年5月27日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

令和元年度 地域組織のあり方検討について

1 これまでの取り組み

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、助成金の交付や関係者を対象とした研修会を開催するなど必要な支援を行ってきました。

それから10年が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

このような状況を踏まえ、地域と共に地域組織のあり方の検討を進めており、平成29年度に実施したアンケートや意見交換、平成30年度に実施したモデル地区との話し合いやフォーラムの結果などを踏まえ、本年度から試行的な制度を運用しています。

【試行的な制度】H31.2.4 協働のまちづくり推進本部確認

目的：地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を実践する地域組織を支援する
 内容：まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化
 まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付

2 令和元年度の取り組み

(1) 試行的な制度の運用と評価

試行的な制度について、明治地区、用瀬地区、佐治地区の3地区が活用を希望され、以下の事業計画で取り組みを進められています。

制度の運用状況は、年に複数回、地域に伺い確認するとともに、まちづくり協議会の研修会や地区公民館の会議などで情報共有を行います。また、来年度以降の制度のあり方の検討に生かします。

①明治地区の取り組み

- ・一人ひとりに密着した活力ある地域づくり（生涯学習・コミュニティ部）
- ・健康福祉と人権尊重の地域づくり（健康・福祉・人権部）
- ・安心安全な地域づくり（安心・安全部）
- ・自然環境と特色を活かした地域づくり（自然環境・地域活性化部）

※参考に組織図を掲載（次項）。

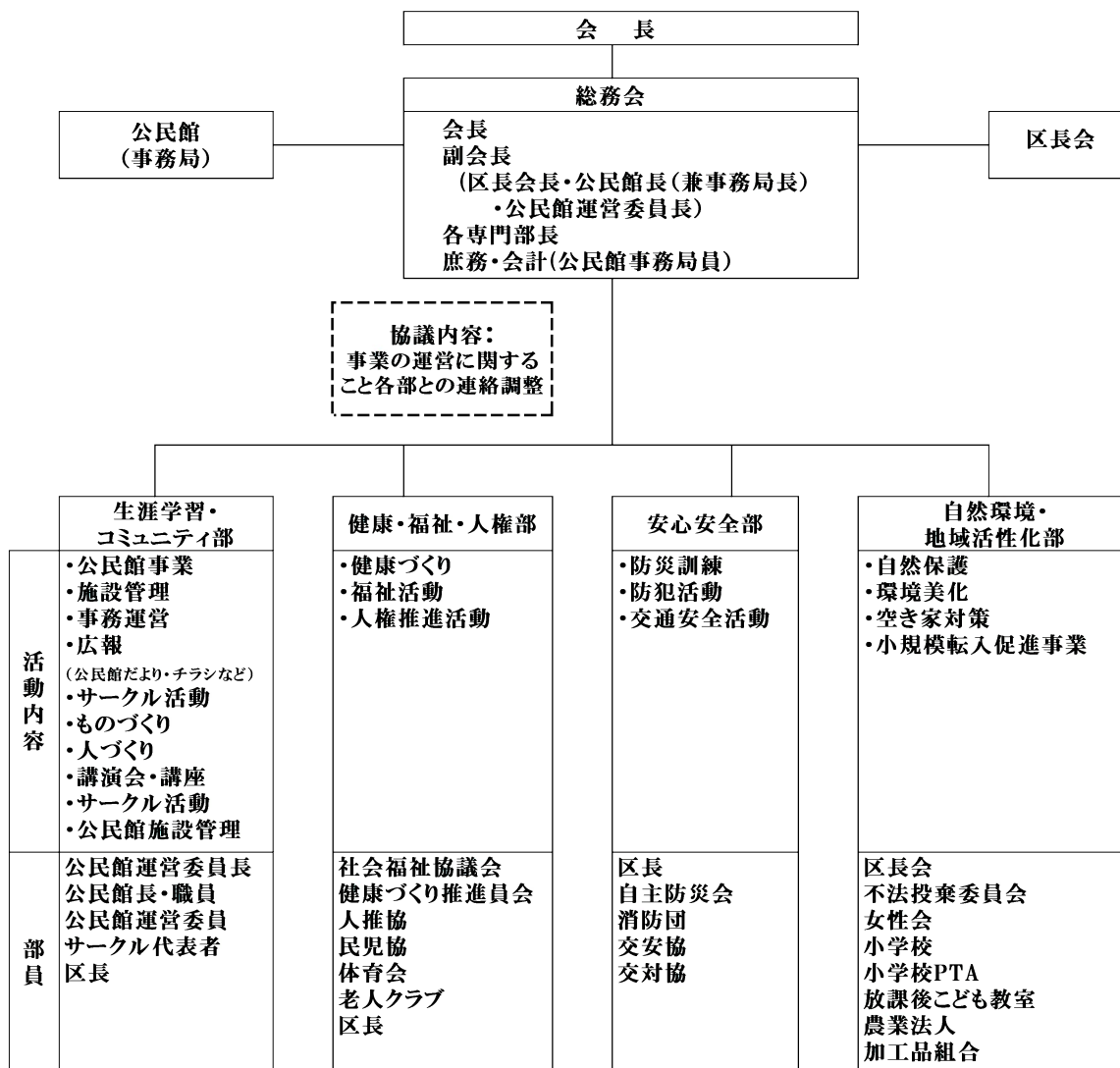
②用瀬地区の取り組み

- ・災害、人権に関するまちづくり（生活安全部）
- ・環境美化の保全（地域美化部）
- ・文化活動の育成と青少年の健全育成（教育文化部）
- ・健康に暮らせるまちづくり（健康福祉部）
- ・地域の賑わい創出と活性化につながるまちづくり（地域活性化部）
- ・情報の発信と啓発を推進するまちづくり（広報部）

③佐治地区の取り組み

- ・健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉部）
- ・個性を生かすまちづくり（文化・スポーツ部）
- ・美しい自然を守り、活気あふれるまちづくり（地域・環境部）
- ・みんなが主役のまちづくり（広報部）
- ・集い、学びあい、つながる生涯学習（公民館事業部）

明治郷づくり協議会組織図



※平成 31 年 4 月に組織改編。取り組みを通じて地域づくりと社会教育のより一層の連携を進める。

(2) フィールドワーク（モデル地区との意見交換）の実施

引き続き、地域組織のあり方を共に考えていただくモデル地区を募り、市の制度や支援のあり方について検討を進めます。

本年度は、①現在進めている試行的な制度、②地区公民館の地域運営（来年度からの試行に向け検討）を主な内容とし、昨年度話し合いを進めてきた宮下地区、佐治地区に加え、試行的な制度の活用地区、その他希望される地区（募集中）と共に話し合いを進めます。

3 全体スケジュール

検討スケジュールは、資料 1 のとおりです。

市民自治推進委員会からは、全市一律の制度とするのではなく、それぞれの地域に合ったやり方を選択できるような制度設計が必要であるとの意見をいただいております。地域からも、柔軟な運用ができる仕組みづくりが求められています。

引き続き、地域や関係団体（組織）、関連する審議会等の意見を伺いながら、令和 3 年度からの本格運用を目指し、市の制度や支援のあり方の検討を進めます。

協働のまちづくり推進本部(H29.8.7決定、H30.6.4更新、H31.2.4更新)

地域組織のあり方検討(協働のまちづくりガイドライン、地区公民館の活用の基本方針)の進め方イメージ

検討に当たっては、次のステップ(段階)を経ることとします。STEP2のモデル的な取り組みと検証は、状況に応じ、複数次に分けて行います。

